

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 雇用保険法の一部改正

#### 一 目的の改正

労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを雇用保険の目的として追加するものとする。 (第一条関係)

#### 二 育児休業給付の新しい給付の体系への位置付け

1 育児休業給付金について、失業等給付の雇用継続給付から削除するとともに、失業等給付とは別の章として育児休業給付の章を新設するものとする。 (目次及び第十条第六項関係)

2 現行の育児休業給付金に係る規定を削除するとともに、1で新設する章に同内容を規定するものとする。 (第六十一条の六から第六十一条の八まで関係)

3 失業等給付で措置されている未支給の失業等給付、返還命令等、受給権の保護及び公課の禁止の規定について、育児休業給付について準用するものとする。 (第六十一条の六第二項関係)

4 国庫は、育児休業給付について、当該育児休業給付に要する費用の八分の一を負担するものとする

こと。(第六十六条第一項関係)

5 一般保険料徴収額に育児休業給付率(千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。第四の二において同じ。)を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとする。 (第六十

八条第二項関係)

### 三 高年齢被保険者の特例

1 次に掲げる要件のいずれにも該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出た場合には、当該申出を行った日から高年齢被保険者となることができるものとする。 (

第三十七条の五第一項関係)

(一) 二以上の事業主の適用事業に雇用される六十五歳以上の者であること。

(二) 一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

(三) 二の事業主の適用事業(申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時

間)が厚生労働省令で定める時間数以上であるものに限る。)における一週間の所定労働時間の合計が二十時間以上であること。

2 事業主は、労働者が1の申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。こと。（第七十三条関係）

#### 四 被保険者期間の計算方法の改正

被保険者期間が十二箇月（特定理由離職者及び特定受給資格者にあつては六箇月）に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が八十時間以上であるものを一箇月として計算するものとする。こと。（第十四条第三項関係）

#### 五 高年齢雇用継続給付の改正

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の額は、各支給対象月に支払われた賃金の額に百分の十（当該賃金の額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た額とするものとする。こと。（第六十一条第五項関係）

#### 六 雇用安定事業の改正

第五の一の高年齢者就業確保措置の実施等により高年齢者の雇用を延長する事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことについて、雇用安定事業として行うことができるものとする。 (第六十二条第一項関係)

## 七 会計法の特例

年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が自動変更対象額、控除額又は支給限度額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された失業等給付及び育児休業給付があるときは、これらに係る未支給の失業等給付及び育児休業給付の支給を受ける権利については、会計法第三十一条第一項の規定を適用しないものとする。 (第七十四条第二項関係)

## 八 報告徴収及び立入検査の対象の追加

報告徴収及び立入検査の対象に、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主を追加するものとする。 (第七十六条第一項及び第七十九条第一項関係)

## 九 国庫負担の改正

1 令和二年度及び令和三年度の各年度における失業等給付、育児休業給付等の支給に要する費用に係

る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の百分の十に相当する額とするものとする。 (附則第十四条第一項関係)

2 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和四年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で雇用保険法附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。 (附則第十五条関係)

## 十 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 労働者災害補償保険法の一部改正

### 一 目的の改正

事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由による負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安

全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを労働者災害補償保険の目的として追加するものとする。 (第一条関係)

## 二 複数事業労働者に対する新たな保険給付の創設

業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付と並び、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付を創設するものとする。 (第七条第

### 一項第二号関係)

## 三 給付基礎日額の算定方法の特例

複数事業労働者の業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は複数事業労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡により保険給付を行う場合は、当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とするものとする。 (第八条第三項関係)

## 四 会計法の特例

年度の平均給与額等が修正されたことにより、厚生労働大臣が労働者災害補償保険法第八条の二第一

項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率、同法第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率等を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された保険給付があるときは、当該保険給付に係る未支給の保険給付の支給を受ける権利については、会計法第三十一条第一項の規定を適用しないものとする。 (第四十二条第二項関係)

## 五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正

### 一 国の施策

国が総合的に取り組まなければならない事項として、次に掲げるものを追加するものとする。

1 労働者の職業選択に資するよう、雇用管理若しくは採用の状況その他の職場に関する事項又は職業に関する事項の情報の提供のために必要な施策を充実すること。 (第四条第一項第六号関係)

2 高年齢者の職業の安定を図るため、高年齢者雇用確保措置等の円滑な実施の促進のために必要な施策を充実すること。 (第四条第一項第九号関係)

二 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等

1 常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、雇入れた通常の労働者等に占める中途採用により雇い入れられた者の割合を定期的に公表しなければならないものとする。こと。（第二十七条の二第一項関係）

2 国は、事業主による1の割合その他の中途採用に関する情報の自主的な公表が促進されるよう、必要な支援を行うものとする。こと。（第二十七条の二第二項関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 労災保険率の算定方法の改正

第二の二及び三に伴い、複数事業労働者の場合における労災保険率の算定方法について所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第十二条第二項及び第三項関係）

二 雇用保険率の弾力的変更の算定方法の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更に係る算定において、教育訓練給付の額と雇用継続給付の額を除いて算定するとともに、算定で用いる国庫の負担額から育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額を除き、算定で用いる徴収保険料額から一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額を新たに除くものとする。 (第十二条第五項及び第六項関係)

### 三 二事業率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定における雇用安定資金の状況による雇用保険率の変更が行われた場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を当該変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができるものとする。 (第十二条第九項関係)

### 四 雇用保険率の改正

令和二年度及び令和三年度の各年度における雇用保険率については、千分の十三・五(うち失業等給付に係る率千分の六)(農林水産業及び清酒製造業については千分の十五・五(同千分の八)、建設業については千分の十六・五(同千分の八))とするものとする。 (附則第十一条第一項関係)

## 五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第五 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正

### 一 高年齢者就業確保措置

1 定年（六十五歳以上七十歳未満のものに限る。以下同じ。）の定めをしている事業主等は、その雇用する高年齢者等について、次に掲げる措置を講ずることにより、六十五歳から七十歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならないものとする。ただし、当該事業主等が、労働者の過半数を代表する者等の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者等について、定年後等から七十歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでないものとする。 （第十条の二第一項関係）

#### (一) 当該定年の引上げ

(二) 六十五歳以上継続雇用制度（その雇用する高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等をその定年後等に引き続いて雇用する制度をいう。3及び4において同じ。）の導入

(三) 当該定年の定め廃止

2 1の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいうものとする。 (第十条の二第二項関係)

(一) その雇用する高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等が新たに事業を開始する場合等に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者等との間で、当該事業に係る委託契約等（労働契約を除き、当該委託契約等に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該委託契約等に基づき当該高年齢者等の就業を確保する措置

(二) その雇用する高年齢者等が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者等に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限る。）について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者等との間で、当該事業に係る委託契約等（労働契約を除き、当該委託契約等に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該委託契約等に基づき当該高年齢者等の就業を確保する措置

イ 当該事業主が実施する社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に

寄与することを目的とする事業をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業

ハ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業主が社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの

3 六十五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、当該事業主の雇用する高年齢者等であつてその定年後等に雇用されることを希望するものを、その定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者等の雇用を確保する制度が含まれるものとする。こと。（第十条の二第三項関係）

4 厚生労働大臣は、1に掲げる措置及び創業支援等措置（5において「高年齢者就業確保措置」という。）の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。）に関する指針を定めるものとする。こと。（第十条の二第四項関係）

5 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針に照らして、高年齢者の六十五歳から七十歳ま

での安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があると認めるとき等に、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすること並びに高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成等を勧告することができるとすること。（第十条の三第一項、第二項及び第四項関係）

6 事業主による厚生労働大臣への報告事項に、創業支援等措置等に関する状況を追加するものとする  
こと。（第五十二条第一項関係）

## 二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第六 特別会計に関する法律の一部改正

### 一 育児休業給付資金の創設

1 雇用勘定に育児休業給付資金を置き、同勘定からの繰入金及び3による組入金をもってこれに充てるものとする。 （第百三条の二第一項関係）

2 1の雇用勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 （第百三

条の二第二項関係)

3 雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、育児休業給付費に充てるために必要な金額を、育児休業給付費資金に組み入れるものとする。 (第百三条の二第三項関係)

4 雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、育児休業給付費資金から補足するものとする。 (第百三条の二第四項関係)

5 育児休業給付費資金は、育児休業給付費及び特別会計に関する法律第百二条第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができるとする。 (第百三条の二第五項関係)

6 育児休業給付費資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。 (第百三条の二第六項関係)

## 二 繰替使用の改正

雇用勘定においては、同勘定の積立金、育児休業給付資金又は雇用安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができるものとする。 (第百七条第四項関係)

## 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第七 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、令和二年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。(附則第一条関係)

1 第一の四 令和二年八月一日

2 第二の一から三まで及び第四の一 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 第一の六、第三、第四の三及び第五 令和三年四月一日

4 第一の三 令和四年一月一日

5 第一の五 令和七年四月一日

## 二 検討

1 政府は、第三の二の施行後五年を目途として、第三の二について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。〔

附則第十一条第一項関係〕

2 政府は、第一の三の施行後五年を目途として、第一の三の1について、これに基づく適用の状況、これにより高年齢被保険者となった者に対するこの法律による改正後の雇用保険法に基づく給付の支給状況等を勘案しつつ、二以上の事業主の適用事業に雇用される労働者に対する同法の適用等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。〔附則第十一条第二項関係〕

## 三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に必要経過措置等を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。〔附

則第二条から第十条まで及び附則第十二条から第三十二条まで関係)